

D 3 - 4 1

5 年 保 存 (常) (令 和 10 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 3 - 4 - 0
鹿 交 規 第 2 0 5 号
鹿 備 第 2 3 8 号
令 和 5 年 1 2 月 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 管制係 Tel. XXXXXXXXXX

突発対応型交通信号機等の運用要領の改正について（通達）

見出しの件については、「突発対応型交通信号機等の運用要領の制定について（通達）」（平成25年9月6日付け鹿交規第282号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、別添のとおり「突発対応型交通信号機等運用要領」を改正したので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達は令和5年12月8日から施行し、旧通達は令和5年12月7日限りで廃止する。

別添

突発対応型交通信号機等運用要領

第1 趣旨

この要領は、川内原子力発電所（以下「原発」という。）で原子力災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、警戒区域内への車両の通行を制限し、又は禁止するため、突発対応型交通信号機及び突発対応型小型文字交通情報板（以下「突発対応型交通信号機等」という。）の運用について、必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 原子力災害

原子力緊急事態により県民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態をいう。

3 警戒区域

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第63条第1項の規定により、薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線を被爆することなどによる人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる区域をいう。

4 災害対策本部又は現地災害対策本部

次に掲げる対策本部をいう。

(1) 災対法第23条第1項の規定により、鹿児島県知事が定める鹿児島県地域防災計画に基づき設置する災害対策本部及び現地災害対策本部

(2) 災対法第23条の2第1項の規定により、薩摩川内市長又は関係周辺市町長が定める市・町地域防災計画に基づき設置する災害対策本部及び現地災害対策本部

5 突発対応型交通信号機

別表に定める交通信号機をいう。

6 突発対応型小型文字交通情報板

別表に定める小型文字交通情報板をいう。

第3 運用の判断等

警戒区域が設定され、災害対策本部又は現地災害対策本部から鹿児島県警察に対して交通規制の要求があった場合には、交通部交通規制課長（以下「交通

規制課長」という。)が運用の判断を行う。

なお、突発対応型交通信号機等の運用開始に当たっては、交通規制課長は、その必要性の有無や方法等について、薩摩川内警察署長の意見を聴くものとする。

第4 運用要領

1 突発対応型信号機の運用

(1) 川内港入口交差点

赤色灯火及び青色矢印信号により原発方向へ車両を進行させない信号現示に変更又は閃光運用とする。

(2) 港町交差点及び河口大橋南側（久見崎駐在所先）交差点

閃光運用とする。

2 突発対応型小型文字交通情報板の運用

いずれの交差点も原発方向へ車両を進行させないよう、右左折又は転回を促す表示に変更とする。

第5 災害警備本部等との連携

交通規制課長は、原子力災害発生時に鹿児島県警察本部に設置される災害警備本部並びに薩摩川内警察署及び関係周辺警察署に設置される署災害警備本部と連携して適切な運用に努め、適宜解除等の判断を行うものとする。

第6 その他の運用

突発対応型信号機等の運用については、この要領によるほか、別に示す「交通信号機等管理要領」による。

別表

1 突発対応型交通信号機

下表の場所に設置した交通信号機をいう。

交差点	地番
川内港入口交差点	薩摩川内市水引町3165番地 2
港町交差点	薩摩川内市港町343番地
河口大橋南側（久見崎駐在所先）交差点	薩摩川内市久見崎町53番地 3

2 突発対応型小型文字交通情報板

下表の場所に設置した小型文字交通情報板をいう。

交差点	地番
港町交差点先	薩摩川内市港町343番地
河口大橋南側（久見崎駐在所先）交差点先	薩摩川内市久見崎町53番地 3